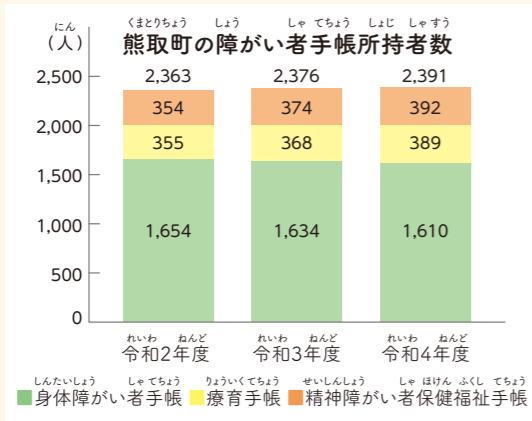


熊取町の障がい者手帳所持者数



熊取町の身体障がい者手帳の所持者は微減、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加の傾向にあります。各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和4年度末現在 2,391 人であり、本町の総人口(42,903 人)の 5.6%にあたります。

※複数の手帳をお持ちの場合はそれぞれで計上しています。

計画の策定体制

計画策定にあたっては、障がいのある人へのアンケート調査に加え、障がい福祉サービス等の利用者、障がい福祉関係団体や相談支援事業所から意見をお聞きし、その結果も踏まえて、熊取町障害者施策推進委員会において協議を行いました。

熊取町障害者施策推進委員会

アンケート調査

- 町内在住の障がいのある人
- 町内在住の障がいのある児童

ヒアリング等調査

- 障がい福祉サービス等の利用者
- 障がい福祉関係団体
- 自立支援協議会相談支援部会に所属する相談支援事業所

パブリックコメント

計画の詳しい内容は、町のホームページや

役場住民情報コーナー・図書館でご覧いただけます

令和6年3月

発行：熊取町 健康福祉部障がい福祉課

電話番号：072-452-6289

ファックス：072-453-7196

メールアドレス：shougai@town.kumatori.lg.jp



熊取町

第4次障がい者計画

[概要版]



計画の策定にあたって

障がい者計画は、障害者基本法に基づき、本町における障がい者施策に関する基本的な方向性等を定めるものです。

国の新たな制度を踏まえ障がいのある人もない人も相互の人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざし、計画を策定しました。

熊取町第4次障がい者計画

基本的な方針や目標を定めています。

計画期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間とし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

熊取町第7期障がい福祉計画

熊取町第3期障がい児福祉計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉サービスの提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定し、今期の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年です。

基本理念

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で
いきいきと暮らせる “共生のまち” づくり

基本目標

① 障がいのある人が生きがいを持ち、
自立した生活を送り、自分らしく暮らせるまちづくり

障がいのある人を取り巻く社会的障壁を取り除き、障がいのある人のエンパワメント（利用者が持っている力を自覚して行動できるように援助すること）やストレングス（強みや長所）に着目して、個性や能力を発揮させ、自立した生活を送り、いきいきと社会で暮らせるまちづくりをめざします。

② 生涯にわたって切れ目のない支援があるまちづくり

障がいのある人の生涯生活をとらえて、必要な支援が切れ目なく行うことができるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・文化活動やスポーツ活動など、互いの分野が連携した横断的な支援が提供される取り組みとともに、ライフステージに対応した一貫した支援を実施していきます。

③ 地域が支えて安心して暮らし続けられるまちづくり

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における自立した生活を支援する仕組みづくりを進め、地域共生社会の実現をめざします。

また、障がいのある人が安心して生活を送り、必要なサービスを適切に受けられるよう、相談支援体制を整備します。

④ 一人ひとりの違いを個性と認め、
差別がない理解し合えるまちづくり

障がいのある人の個性や人格、生活が尊重されるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。

一人ひとりが、障がいや障がいのある人について正しく理解できるように、広報していきます。

取り組み方針と内容

① 障がいを理解し、支え合う社会の推進

- 1-1 障がいのある人の差別解消に向けて
- 1-2 障がいのある人の権利を守るために
- 1-3 障がいへの理解と啓発を進めるために

② ワンストップで相談できる体制の充実

- 2-1 相談支援の充実をめざして

③ 住み慣れた地域で、共に安心して暮らせる支援の充実

- 3-1 必要な情報を必要な人が知るために
- 3-2 住民同士が支え合い、地域で安心して暮らすために
- 3-3 安心して保健・医療サービスを受けるために
- 3-4 災害時の避難を含めた防災対策を進めるために
- 3-5 安心して生活するための防犯活動を進めるために

④ 子どもの育ちを支える体制の整備

- 4-1 早期療育の充実
- 4-2 配慮の必要な子どもへの支援とインクルーシブ教育（障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶしくみ）の充実

⑤ 社会活動等に参加できるための支援

- 5-1 社会活動、地域活動、文化・芸術・スポーツ活動等への参加を促進するために
- 5-2 コミュニケーション支援の充実をめざして
- 5-3 ユニバーサルデザイン（障がいの有無に関わらずすべての人に使いやすいようにつくられた施設やデザイン）に基づくバリアフリーを進めるために
- 5-4 就労支援の充実に向けて

めざすべき姿

障がいへの正しい理解と
支え合いが広がっている

身近な地域で一人ひとり
に合った相談を受けられる
環境が整っている

必要な情報が提供され、
必要な支援が受けられる
環境が整っている

0歳から18歳まで
切れ目のない支援を
行うための体制が
整っている

障がいのある人が
社会活動、地域活動、
文化・芸術・スポーツ
活動に参加しやすく
なっている